

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項

熊本県訓練手当支給要項（昭和 62 年熊本県告示第 277 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 13 条第 2 号」を「第 18 条第 2 号」に改める。

第 3 条第 1 項第 6 号中「省令第 1 条第 1 項第 8 号」を「省令第 1 条第 1 項第 7 号」に改め、同項第 11 号中「省令附則第 2 条第 1 項第 1 号」を「省令附則第 2 条第 1 項第 2 号」に改め、同項第 12 号中「省令第 1 条第 1 項第 5 号」を「省令第 1 条第 1 項第 4 号」に改め、同項第 13 号中「省令第 1 条第 1 項第 6 号」を「省令第 1 条第 1 項第 5 号」に改め、同項第 14 号中「省令第 1 条第 1 項第 6 号の 2」を「省令第 1 条第 1 項第 6 号」に改める。

第 3 条第 1 項第 15 号を次のように改める。

(15) 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法律第 35 号）第 1 条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和 58 年法律第 39 号）第 13 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 14 条若しくは特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令（平成 13 年厚生労働省令第 129 号）第 1 条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則（昭和 58 年労働省令第 20 号）第 11 条の規定による特定不況業種離職者求職手帳又は雇用対策法施行規則附則第 8 条若しくは第 9 条の規定による石炭鉱業離職者求職手帳の発給を受けている者（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 12 年法律第 16 号）第 2 条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和 34 年法律第 199 号）第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項又は第 9 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による炭鉱離職者求職手帳の発給を受けている者を除く。ただし、職場適応訓練に係る訓練手当の支給についてはこの限りではない。）

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(16) 省令第 2 条第 2 項第 8 号の 3 に規定する北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成 14 年法律第 143 号）第 3 条第 2 項の帰国被害者等

第 3 条第 2 項中「省令第 1 条第 1 項第 8 号」を「省令第 1 条第 1 項第 7 号」に改める。

第 4 条第 2 項の表二級地の項中「3940 円」を「3930 円」に、「3180 円」を「3530 円」に改め、同表三級地の項中「3540 円」を「3530 円」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 8 号の 2」を「第 8 号の 3」に改める。

別記第 1 号様式（第 9 条関係）の⑤職業訓練受講指示書に関する事項の部（4）訓練受講指示の根拠の項中

1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号		
8 号	8 号の 2		10 号	11 号	12 号	13 号		
1 号	3 号	4 号	4 号の 2	5 号	6 号	7 号	7 号の 2	8 号
8 号の 2	8 号の 3	10 号	11 号	12 号	に改める。			

附 則

（施行期日）

1 この要項は、告示の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 平成 15 年 4 月 1 日前に受けた職業訓練に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の第 3 条第 1 項第 12 号に該当する者に係るこの要項の適用については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法が効力を有する平成 15 年 6 月 30 日までとする。ただし、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第 2 項ただし書に定める者については、同項ただし書に定める間この要項を適用する。

4 改正後の第 3 条第 1 項第 15 号に該当する者に係るこの要項の適用については、同号に規定する特定不況業種離職者求職手帳又は石炭鉱業離職者求職手帳が、それぞれ経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法の一部を改正する等の法律附則第 2 条第 1 項又は特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令附則第 2 条第 1 項の規定により効力を有する間とする。

熊本県告示第 505 号

熊本県家畜改良増殖法施行細則（昭和 26 年熊本県規則第 17 号）第 4 条第 1 項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

平成 15 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 講習会の目的

家畜の改良増殖を促進し、畜産振興を図るため、家畜体内受精卵移植に関する知識及び技術を有する技術者を養成する。

2 講習会の対象家畜及び内容

牛家畜体内受精卵移植

3 講習会の対象者及び人数